

財団法人阪急文化財団 寄附行為

法人成立 昭和32年7月13日
登記の日 昭和32年7月20日
平成6年7月28日変更認可
平成6年8月17日登記完了
平成18年5月23日変更認可
平成21年1月26日変更認可
平成21年12月10日変更認可
平成21年12月15日登記完了
平成23年1月27日変更認可
平成23年3月30日登記完了

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人 阪急文化財団とする。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府池田市栄本町12番27号に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、逸翁美術館及び池田文庫の運営を通じ、小林一三による収集品の保存と公開、その他の美術工芸品及び図書資料の収集・保存・公開を行い、併せてこれらに関する調査研究及び普及活動を展開し、我が国文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 逸翁美術館及び池田文庫の維持運営
2. 小林一三による収集品の保存、公開
3. 美術工芸品及び図書資料の収集、保存及び公開
4. 美術工芸品及び図書資料に関する調査研究並びに研究会、講習会、講演会等の開催
5. 美術工芸品に関する解説、複製その他の刊行物の発行
6. 附属集会場の維持経営
7. その他目的を達成するために必要な事業

第3章 資産および会計

(資産)

第5条 この法人の資産は、次のとおりとする。

1. この法人設立のため小林一三の寄付に係る別紙財産目録記載の財産
2. 資産から生ずる収入
3. 事業に伴う収入
4. 寄付金品
5. その他の収入

(資産の区分)

第6条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
 - (1) この法人の設立に際し、基本財産として指名された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
 - (3) 理事会で運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産
 - (4) 基本財産とされている株式に基づき取得した新規発行による株式
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄付金品であって、寄付者の指定のあるものは、その指示に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか若しくは定期預金とするか、又は確実な信託銀行に信託して理事長が保管する。

第8条 基本財産は、譲渡し、交換し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けてその一部を処分することができる。

(事業遂行に要する費用)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる収入、事業に伴う収入及び寄付金等運用財産をもって支弁する。

(事業計画等)

第10条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣に届けなければならない。事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告)

第11条 この法人の収支決算は、理事長が作成し、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書とともに、監事の意見を付け、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の3分の2以上の議決を経、毎事業年度終了後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の3分の2以上の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

(予算外の義務負担等)

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その事業年度内の収入をもって償還する一時借入金を除き、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。

2 第8条ただし書及び前項に規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄を行おうとするときは、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4章 役員・評議員および職員

(役員の種類および員数)

第14条 この法人には、次の役員を置く。

1. 理事7名以上12名以内(うち理事長1名)なお、理事のうち専務理事1名を置くことができる。
2. 監事3名以上5名以内

(役員を選任)

第15条 理事及び監事は、評議員会において、評議員現在数の3分の2以上の同意を得てこれを選任し、理事は互選で理事長及び専務理事を定める。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 3 理事のうちには、特定の理事とその親族その他特別の関係がある者の合計数が理事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。
- 4 監事のうちには、監事のいずれか1名とその親族その他特別の関係がある者の数が監事現在数の3分の1を超えて含まれてはならない。また、監事にはこの法人の職員が含まれてはならない。

(理事の職務)

第16条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表し、理事会の議長となる。

- 2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事長が指名した順序により、その指名された理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。
- 3 専務理事は、理事長を補佐して専ら日常の事務に従事する。
- 4 理事は理事会を組織し、この寄附行為に定めるもののほか、この法人の業務を議決し執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときはこれを理事会、評議員会又は文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は評議員会を招集すること。

(役員任期)

第18条 この法人の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 役員が、次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の4分の3以上の議決により理事長がこれを解任することができる。この場合、理事会及び評議員会で議決する前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。
 - (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(役員給与)

第19条 役員は無給とする。ただし常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員報酬は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(評議員)

第20条 この法人には、評議員12名以上17名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会でこれを選出し、理事長が委嘱する。
- 3 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。
- 5 評議員のうちには、特定の役員と親族その他特別の関係がある者の数又は特定の評議員とその親族その他特別の関係がある者の合計数が3分の1を超えて含まれてはならない。
- 6 評議員には、第18条第2項から第4項までの規程を準用する。この場合には「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第21条 評議員は、評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を行うほか、理事会の諮問に応じ、理事長に対し、必要と認める事項について助言する。

(顧問)

- 第22条 この法人には、5名以内の顧問を置くことができる。
2 顧問は理事会の議決により、理事長が委嘱する。
3 顧問はこの法人の重要事項について理事長の諮問に応ずる。

(職員)

- 第23条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置し、事務局長等の職員を置く。
2 職員は、理事長が任免する。
3 職員は、有給とすることができる。

第5章 会議

(理事会)

- 第24条 理事会は、毎年2回理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合又は理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、理事長はその請求があった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。
2 当該議事について書面をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。ただし、代理人によることはできない。
3 理事会の議事は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決するところによる。
4 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事現在数の3分の2以上の承認を要する。

(評議員会)

- 第26条 次に掲げる事項については、理事会においてあらかじめ評議員会の議決を経なければならない。
(1) 事業計画及び収支予算並びに事業報告及び収支決算についての事項
(2) 不動産の買入れ又は基本財産の処分についての事項
(3) 長期借入金についての事項
(4) 第1号、第2号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の放棄についての
(5) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項
2 評議員会には、第24条及び前条の規定を準用する。この場合「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。ただし、評議員会の議長は、出席評議員のうちより互選する。

(議事録)

- 第27条 すべての会議には、議事録を作成し、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名が署名押印の上、これを保存する。

第6章 寄附行為の変更ならびに解散

(寄附行為の変更)

- 第28条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の認可を受けなければ、変更することができない。

(解散)

- 第29条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

- 第30条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、その各々の現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の許可を受けて、国又は地方公共団体、若しくはこの法人の目的に類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

第7章 雑則

(書類および帳簿の備付等)

- 第31条 この法人の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 寄附行為
- (2) 役員及びその他の職員の名簿及び履歴書
- (3) 財産目録
- (4) 資産台帳及び負債台帳
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (7) 官公署往復書類
- (8) 収支予算書及び事業計画書
- (9) 収支計算書及び事業報告書
- (10) 貸借対照表
- (11) 正味財産増減計算書
- (12) その他必要な書類及び帳簿

2 前項第1号から第4号までの書類、同項第6号の書類及び同項第8号から第11号までの書類は永年、同項第5項の帳簿及び書類は10年以上、同項第7項及び第12項の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号、第3号及び第8号から第11号までの書類並びに役員名簿は、これを一般の閲覧に供するものとする。

第8章 補 則

(細則)

第32条 この寄附行為の施行についての細則は、理事会及び評議員会の議決を経て、別に定める。

(付 則)

1. この法人設立当初の理事および監事は次のとおりである。

理事(理事長)	宮原 清
理事	加藤 武男
理事	小林 富佐雄
理事	小泉 信三
理事	松永安左エ門
理事	太田垣 士郎
理事	佐藤 博夫
理事	高碓 達之助
理事	鳥井 信治郎
理事	矢野 一郎
監事	廣瀬 顕三
監事	真鍋 八千代

(ABC順)

2. 昭和38年4月30日に在職する役員および評議員の任期は第18条第1項または第20条第3項の規程に拘らず同日までとする。

3. この寄附行為の変更は文部科学大臣の許可のあった日から実施する。